(別表2)
市有地(安中地区分譲地)

(平成31年1月1日～)

分譲番号	所在地	敷地面積		分譲価格 ①×② (円)	単価	
		① ㎡	坪		② ㎡単価 (円)	坪単価(円)
1	南安徳町 丁4568	432.90	130.95	5,194,800	12,000	39,669
3	南安徳町 丁4614	347.60	105.14	4,970,680	14,300	47,272
5	中安徳町 丁4197	165.02	49.91	2,409,292	14,600	48,264
12	中安徳町 丁4384	219.05	66.26	3,198,130	14,600	48,264
13	南安徳町 丁4690	250.95	75.91	2,107,980	8,400	27,768
合計		1,415.52	428.17	17,880,882		

「島原市市有地分譲地売却促進・定住促進事業」による奨励金を交付します。

【事業概要】

①市有地分譲地売却促進奨励金
市有地売却代の１０％（千円未満切捨）が上限です。（法人でも対象です。）

②定住促進(新築)奨励金
ご本人またはご親族が購入された対象地の売買契約日から、３年以内に住居を建築して住民登録をされた方に、次のうち一番低い額を上限とします。
・ご本人が負担された住居建築契約額の１０％（千円未満切捨）
・５０万円（市内事業者施工の場合）又は３０万円（市外事業者施工の場合）

③定住促進(若年世帯移住)奨励金
①の奨励金対象となった方が、②の奨励金の条件を満たし、県外から市内に初めて住民登録をされる４０歳以下の方で、配偶者及び小学生以下の同居家族がいる方に、ご本人が負担された市有地売却代（１万円未満切捨）を上限として、①の奨励金と同額を、定住の翌年度から最長９年間補助します。
（仁田住宅団地１区画、安中地区１区画。該当者が複数の場合は抽選）
☆①の奨励金と合わせて、土地購入代相当になります。

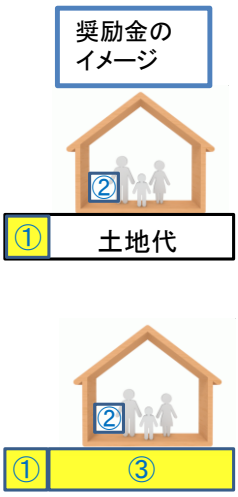

ただし、各奨励金は税の申告が必要です。